

標記爭議ニ関シテハ屢報ノ処其後ノ決断先記ノ通ニ有之  
誌

一 事業主側

各出張所共罷業ニ参加 既達人ノ補充ヲ為シ配達  
ニツキテハ何等影響ヲ蒙リ得ズ 本社ニ於テモ要求  
シ受入シズ然レド爭議團員ノ為スリ俸ニ放任シ居キ

二 爭議團側

別紙添付(内相閣下社会局長官ニノミ)ノ如キ数種ノ「ビ  
ラ」シ電柱其他ニ貼布又ハ道路等ニ撒布シ盛ニ輿論ノ  
變起ト營業業妨害トニ努メツ、アリ

三 警察事故

既報拘留検査者ヲ出シタル後「ビラ」ノ撒布其他ニテ

左記拘留処分者ヲ出シタリ

- 拘留ニ九日 (渡場) 廿彼野盛三郎
- 〃 七日 (中野) 篠崎 中
- 〃 〃 (〃) 松本東吾
- 〃 七日 (日比谷) 小川春海
- 〃 十日 (〃) 佐藤 操

四 今後ノ予想

本爭議ニ関シ組合首脳部ハ自然失業ヲ伴フヲ以テ十  
二月二十日以前ナル時ハ年末松張勧誘ノ干係上就職  
容易ナルニ夫レ以後ハ就職口ナキヲ以テ本月十五日  
頃迄ニ爭議打切ノ意向ヲ有シ居シリ

右及申(通)報也